

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人メタノイアの定款第18条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

## (役員の変義)

第2条 この規程において役員とは、定款第12条に規定する理事および監事をいう。

## (報酬)

第3条 役員報酬は、その総数の3分の1以下の範囲内で支払うことができる。

2 報酬の額は月額とし、従業員給与水準を考慮して、理事会がこれを定める。

3 報酬から、源泉所得稅、住民稅、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

4 役員が職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

5 月額報酬等は、毎月25日に前月分を支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

## (就任又は退任の場合)

第4条 新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の役員の月額報酬は、日割計算等を行わず、1か月分を支払う。

## (その他)

第5条 この規程に定めない事項については、必要に応じ理事会の議決を経て代表理事が定めなければならない。

## (規程の改廢)

第6条 この規程の改廢は、定款第30条の規定に基づき、理事会で行う。

## (附則)

この規程は2022年7月1日から施行する。

この規程は2025年4月1日から改正施行する。